

第二葛西小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針 はじめに」より）

本基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめの防止等の取組に関する基本理念について

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、いじめの防止等に当たっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念をもち対応に当たるものとする。

2 いじめの防止に向けた学校組織体制について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(2) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

○「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるために本方針を定める。

○「学校いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校長、副校長、主幹、教育相談担当、学年主任、養護教諭（運営委員会メンバー）で構成する「学校いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

○関係機関との連携

いじめの内容に応じて所轄の警察署、教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加を行い、連携強化に努める。

3 いじめの防止のための取組について

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 自己有用感を高める取組の推進
 - ・ お互いのよさを認め合う「学び合い」を取り入れた授業づくり
 - ・ 「挨拶運動」や「あたたかい言葉づかい」の取組の充実
- 生命尊重や思いやりの心を育てる人権教育、道徳教育の推進
- 基本的な生活習慣や規範意識の育成
- いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進
- 児童の連帯感や存在感を高める縦割り活動の推進

(2) いじめの早期発見

- いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、江戸川区作成の「いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム」の活用(授業での取り組み、アンケート調査等)の徹底を図る。
- 児童や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように、スクールカウンセラー等の活用によるいじめの早期発見の体制の充実に努める。

(3) いじめの早期対応

- いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「校内いじめ・不登校対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた児童・保護者への支援といじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた児童の心のケアに努める。
- 学校がいじめの事実が確認された場合において必要があると認めるときは、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- 学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- 学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(4) ネット上のいじめへの対応

- PCや携帯によるネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。

○具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援を求めたりするなどの措置をとる。

○家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、携帯モラル教室を実施するほか、家庭用リーフレット等を配布して情報モラルに関する啓発の充実に努める。

(5) 教員研修の充実

「いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム」を活用しながら、いじめ問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修を実施する。

(6) 保護者・地域等への働きかけ

○保護者及び家庭における子どもの規範意識の育成を支援するために、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

○家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために保護者会で注意を呼びかけたり、リーフレットを配布したりして、インターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。

4 重大事態への対処について

いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について教育委員会に報告する。

(2) 教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織を設置する。

(3) 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。

(4) 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。

(5) 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。